

第 8 3 号議案

社会福祉法人に関する事務の委託の廃止に関する協議について

地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定により，社会福祉法人に関する事務の兵庫県への委託を別紙のとおり廃止することについて協議するため，同条第 3 項の規定により，市議会の議決を求める。

平成 2 6 年 1 2 月 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

社会福祉法人に関する事務のうち，本市が処理すべき事務の管理及び執行の兵庫県への委託を平成 2 7 年 3 月 3 1 日をもって廃止することについて，協議を行うもの。

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

参 照 1

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約を廃止する規約要綱

1 制定の趣旨

社会福祉法人に関する事務のうち，本市が処理すべき事務の管理及び執行の兵庫県への委託を平成27年3月31日をもって廃止するため，この規約を制定しようとするもの。

2 制定の内容

社会福祉法人に関する事務の委託に関する規約の廃止

3 施行期日

平成27年4月1日

地方自治法抜粋

(協議会の設置)

第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

(第2項省略)

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第4項から第6項まで省略)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。